

マルチコピー機 操作方法（使い方）

簡単操作で、窓口より
早く取得できます！

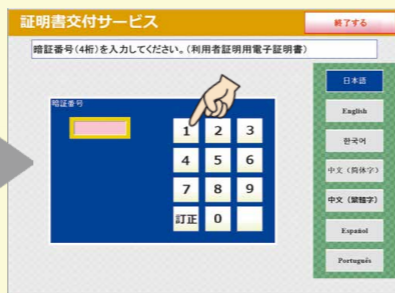
取得された証明書の交換・返金は
できません。画面をよく確認
して操作してください。



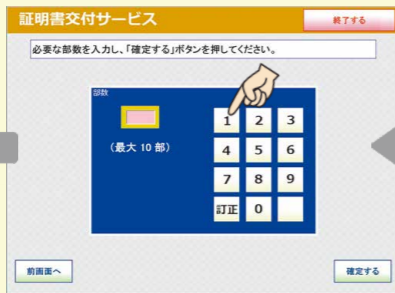
⑤内容を確認し、手数料を入金
すると印刷されます。



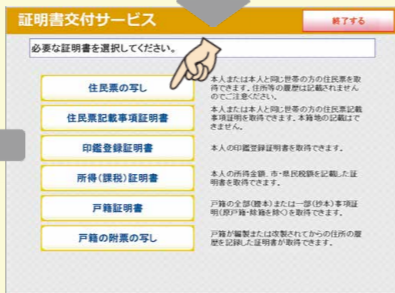
①マルチコピー機で「行政サービス」
を選択します。



②マイナンバーカードを所定の
位置へセットし、暗証番号
(4桁)を入力します。



④必要な部数を入力します。



③必要な証明書や交付種別、記
載項目などを選択します。



▶交付申請書

**マイナンバーカード
を作りませんか？**

申請方法

▼個人番号カード交付申請書
をお持ちの方
規定のサイズの写真を貼付
し必要事項を記入の上、郵送
で申請できるほか、交付申請
書のQRコードをスマート
フォンなどで読み込んでオン
ラインで申請することも可能
です。

▼交付申請書をお持ちでない方
市民課で再発行できます。
また、市民課窓口で写真を撮
影してオンラインで申請する
こともできます。ご希望の方
は、本人確認書類など（運転
免許証など）を持参の上、市
民課までお越しください。

その他 市民課からのお知らせ

戸籍法の一部が改正され、令和6年3月
1日から戸籍制度が変わります。

- ① 本籍地以外でも戸籍証明書が窓口で取得
できるようになります。対象の証明書は、戸
籍謄本（戸籍全部事項証明）、除籍謄本（除
籍全部事項証明）です。戸籍抄本（個人事項
証明）などは取得できません。また、請求で
きる方は、本人請求のみとなります。委任
状による請求や第三者請求は出来ません
のでご注意ください。
- ② 戸籍届出の際に添付していただいていた
戸籍謄本などの添付が不要となります。

民法の一部が改正され、令和6年4月1日（施行日）から
嫡出推定制度が次のとおり見直されます。

- ① 婚姻の解消などの日から300日以内に子が生まれた
場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に
生まれた子は、再婚後の夫の子と推定されます。
- ② 女性の再婚禁止期間を廃止。
- ③ 夫のみに認められていた嫡出否認権を、子および母にも
認められます。
※子および母は、施行日から1年間に限り施行日前に
生まれた子について否認することができます。
- ④ 嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に伸長。

問い合わせ先
市民課 ☎22-8116

ご不明な点があれば、市民課または法務局にご連絡ください。

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア
などに設置されているマルチコピー機から、住民票などの各
種証明書を取得できるコンビニ交付サービスが3月1日（金）
から利用できます。市役所窓口よりも150円安く取得でき
、夜間や休日など市役所の業務時間外でも利用可能です。ぜひ
利用ください。

**いつでも、どこでも、
簡単に！**

利用可能時間
毎日、午前6時30分から午
後11時まで。（年末年始とメ
ンテナンス時「不定期」を除く）

利用可能な店舗
セブンイレブン、ローソン、
ファミリーマートなどの全国の
コンビニエンスストアやアル
プラザなど（マルチコピー機
が設置されている店舗）

必要なもの
マイナンバーカード（利用
者証明用電子証明書が搭載さ
れたもの）またはスマートフォン
電子証明書が搭載されたスマ
ートフォン

※利用者証明用電子証明書の
暗証番号（4桁）が必要です。
※顔認証マイナンバーカード
（暗証番号の設定を不要とし
たカード）は利用できません。



**窓口よりも交付手数料
料がお得！**

令和6年3月1日から令和
8年3月31日まで、コンビニ
交付での証明書の交付手数料
を市役所窓口交付より150
円減額します。敦賀市発行の
証明書に限りです。市役所窓
口での交付手数料は、これま
でとおりです。

注意事項
本籍地が敦賀市で、住所が
市外の方が戸籍証明書を取得
する場合は、事前に利用者登
録が必要です。利用者登録は、
マルチコピー機から申込がで
きます。承認に5営業日程度
かかる場合がありますので、こ
ろご注意ください。

種類	市役所窓口での手数料	コンビニでの手数料	利用できる人・範囲
住民票の写し	300円	150円	敦賀市に住民登録のある人 (本人または同一世帯の人)
住民票記載事項証明書	300円	150円	敦賀市で印鑑登録のある人 (本人)
印鑑登録証明書	300円	150円	敦賀市に本籍がある人 (本人または同一戸籍の人)
戸籍全部（個人）事項証明書	450円	300円	敦賀市で課税されている人 (本人・最新年度のみ)
戸籍附票の写し	300円	150円	
所得（課税）証明書	300円	150円	

▶利用可能な証明書の種類と
手数料、利用できる人